

平 2 7 福 個 答 申 第 6 号
平成 2 7 年 6 月 1 日

福 岡 市 長 様
(保健福祉局総務部国民健康保険課)
(保健福祉局総務部医療年金課)
(保健福祉局健康医療部健康増進課)
(保健福祉局高齢社会部介護福祉課)
(保健福祉局高齢社会部地域包括ケア推進課)
(保健福祉局高齢社会部高齢社会政策課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 村 上 裕 章

個人情報の公益上の取扱いについて (答申)

福岡市個人情報保護条例 (平成 17 年福岡市条例第 103 号) 第 56 条第 2 項第 4 号の規定に基づき、平成 27 年 3 月 26 日付け保国第 783 号により諮問を受けました「国保データベース (KDB) システムの導入に伴う個人情報の公益上の取扱いについて」の件につきましては、審議の結果、下記のとおり答申いたします。

記

1 審議会の結論

実施機関が「特定健診・特定保健指導」、「医療 (後期高齢者医療含む)」、「介護保険」等の各種データを総合的に利活用し、効率的かつ効果的な保健事業・介護予防事業を実施するために、国保データベース (KDB) システムを導入することに伴い、個人情報を本人以外のものから収集し又は実施機関以外の者へ提供し若しくは目的外利用することについては、公益上必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるものと判断する。

なお、個人情報の中でも特に適正な取扱いを必要とする健康・介護状態に関する情報を対象とすることとなるため、情報の利用等にあたっては、最大限の注意を払うとともに、IDやパスワードによる利用者の認証や、ユーザに応じた閲覧・利用情報の制限、情報閲覧記録の保管等、厳格な取扱いを徹底すること。

2 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成 27 年 3 月 26 日	実施機関から諮問(諮問第 91 号)
平成 27 年 3 月 30 日 (第 53 回個人情報保護審議会)	審議